

## 議第137号

## 令和5年度滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 26,230,100	千円 183,274	千円 26,413,374
	1 医業費用	25,319,814	180,857	25,500,671
	3 附帯事業費用	218,000	2,417	220,417

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
小児保健医療センター運営管理事業 (清掃業務)	令和5年度から 令和8年度まで	96,501千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,685,780	千円 183,274	千円 12,869,054

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造